

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「四、三二〇円」を「五、〇九〇円」に、「四、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「一人月額三、〇〇〇円」を「一人月額四、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年七月一日から施行する。